

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外13名

被告 国

## 証拠説明書

令和2年 月 日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作花知志

原告ら訴訟代理人弁護士 大村珠代

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲A 28号証	大阪教育法研究会, 羽山健一「親の教育権の検討—教師の教育権との関わりから—」	写し 2.6.15	大阪教育法研究会, 羽山健一	羽山健一「親の教育権の検討—教師の教育権との関わりから—」には, ①親の教育権が自然法上の権利であること, ②親権とは「子を監護教育する義務を第一次的に履行する権利」と捉えられること, ③親の教育権のすべてが子どもの権利からの派生物であるのではなく, 親が自己の信念や価値観を子どもに伝え, 子どもの可能性を実現させることは, 親が子どもの教育を通じて自己実現することであり, これは, 憲法13条に基づく親自身の権利であること等の指摘がされていること。	
甲A 29号証	芦部信喜[高橋和之補訂]『憲法第七版』表紙, 120-129頁, 270-272頁, 奥付	写し 31.3.8	岩波書店, 芦部信喜	憲法13条は包括的な人権保障規定であり, 他の条項で保障されていない基本的人権は包括的に憲法13条で保障が根拠付けられることは, 最高裁判例においても認められていること。 選挙権の性質については,	

					それを選挙人としての地位に基づいて公務員の選挙に関与する「公務」とみるか、国政への参加を国民に保障する「権利」とみるかについて争いがあり、多数説は、両者をあわせもつと解していること（二元説と呼ばれる）。
甲 A 30 号証	ルクセンブルク憲法院 2008 年 12 月 12 日 決定(原文(甲 A 30 号証の 1) 及び日本語の翻訳文(甲 A 30 号証の 2))	写し	2008.12.12	ルクセンブルク憲法院	ルクセンブルク民法における離婚後単独親権の規定が、法の下での平等を規定したルクセンブルク憲法に違反するとの判断（ルクセンブルクにおいては決定）が、2008 年 12 月 12 日にルクセンブルク憲法院で出されていること。それは日本国憲法の解釈に影響を与える立法事実であること。
甲 A 31 号証	第 183 回国会(常会)参議院において浜田和幸議員が提出した質問主意書	写し (インターネットの国会の HP から印刷したもの)	25.4.8	浜田和幸議員	第 183 回国会(常会)参議院において浜田和幸議員が提出した質問主意書には、以下の記載がされていること。浜田和幸議員はその内容について国会で質問を行ったこと。 「ハーグ条約及び親権の在り方に関する質問主意書 国際結婚が破綻した夫婦間の子供の扱いを定めたハーグ条約の加盟承認案と国内手続きを定める条約実施法案が、衆議院で審議入りした。両法案に関連して、親権の在り方について以下質問する。 一 調停や裁判による離婚の場合、国内の家庭裁判所では、連れ去った親の側に親権が与えられ、連れ去られた側の親は月一回程度の面会しか認められない判決が圧倒的に多く、その面会も理由を付けて拒絶され、子に全く会えなくなった苦痛から自殺する親もいる。」
甲 A 32 号証	判例時報平成 31 年 4 月 11	写し	31.4.11	判例時報社	介護施設内にいる両親と三女の面会妨害行為を長女と

	日号(No2396)表紙, 30-32頁に掲載されている横浜地裁平成30年7月20日決定				次女2人が行った事件において、面会妨害行為禁止仮処分決定を認可した横浜地裁平成30年(2018年)7月20日決定は、「債務者の意向が両親の入居している施設等の行為に影響し、債権者が現在両親に面会できない状態にあるものといえる。」等として、人格権の一内容としての「子の両親に面会する権利」に基づき、子が親に会うことを求めることを妨げることはできないと判示したこと。
甲 A 33号証	日本経済新聞掲載の記事「「高齢親困い込み」に賠償命令 姉2人, 妹と母会わせず」	写し	1.12.30	日本経済新聞社	東京地裁平成元年11月22日判決は、当時80代の母親を自宅から連れ出した長女と次女が、三女と母が会うことを拒み続けるのは不法行為に当たるとして、長女らに対して110万円を三女に賠償するよう命じる判決を言い渡したこと。
甲 A 34号証	第200回国会参議院法務委員会会議録第8号	写し(インターネット国会のHPから印刷したもの)	1.11.28	第200回国会参議院法務委員会会	第200回国会参議院法務委員会第8号令和元年11月28日において、以下で引用するとおり、嘉田由紀子議員から「離婚後の親子関係及び面会交流がスムーズで満足度が高い学生は親への信頼度が高く、そして自己肯定感も強く、また周囲の環境への適応度も高いと、さらに積極的な他者関係ができています」という内容の心理学的調査と研究が行われていることを取り上げた上で、政府の見解を問うたところ、政府参考人

					からは、「法務省といたしましても、一般論として、父母が離婚後も、父母の双方が子供の養育に関わることが子供の利益の観点から重要であると考えていることは、これまでも何度も申し上げさせていただいてきたとおりでございます。」との答弁が行われたこと。
甲 A 35 号証	科学研究費助成事業研究成果報告野口泰彦(研究代表者)他「離婚後の面会交流のあり方と子どもの心理的健康に関する質問紙と PAC 分析による研究」	写し(インターネットから印刷したもの)	28.5.31.	野口泰彦(研究代表者)他	心理学的調査から、子どもが別居親と交流を持つことは、親への信頼感において重要な要因となることが確認されたこと。また、別居親と子どもが満足するような面会交流がされている方がそうでない場合よりも、自己肯定感や環境への適応の得点が高いことも明らかになったこと。この結果は、離婚後も別居親が親としての役割を継続していくことが、子どもの経済的・心理的な支援につながっていくことが示されたこと。
甲 A 36 号証	小田切紀子・町田隆司編著『離婚と面会交流 子どもに寄り添う制度と支援』表紙, 5(v)~11 頁(x v i), 奥付	写し	2.4.20.	小田切紀子・町田隆司, 金剛出版	小田切紀子・町田隆司編著『離婚と面会交流 子どもに寄り添う制度と支援』には、要旨以下の指摘がされていること。 ①vii 頁 「面会交流についての心理学的知見 子どもにとっての面会交流の意義は、親から愛されていることの確認、親離れの促進、アイデンティティの確立、自尊心の形成である(小田切, 2009; 棚瀬,

2010) すなわち、子どもは離れて生活する親からも慈しまれ愛されているという体験を通して自尊心を持ち、他者を尊重する気持ちを育む。また価値観の違う二人の親との交流を通して、父親と母親の意見や感情に巻き込まれず、両親から等距離を置くことで、思春期の課題である親離れが可能となる。さらに、父親と母親という性別も性格も価値観も異なる大人が自分の人格形成にどのような影響を与えたかを知って初めて、親とは異なる自分らしさを発見することができる。

父母の離婚後も子どもが双方の親と安定・継続した交流をすることの重要性は、内外の多数の学術的研究によって指摘されている。それらによると、離婚が子に及ぼす悪影響として、抑うつ、喪失感、混乱と困惑、見捨てられ感、寂しさ、怒り、学業成績不振、攻撃性、自己喪失感の低下、他者信頼感の低下などが実証されているが、父母が連携して、面会交流と養育費の支払いが実施されれば、父母がそろった家庭に育てている子の群と比較して統計的有意差がないことも明らかになっている。つまり、父母の離婚後は、面会交流が子どもの健全な成長において極

めて重要であり、面会交流が実施されないことは、子どもの精神発達に上述のような悪影響を与える最大の危険因子であるといえる。

東京家庭裁判所の判事により、「一方の親との離別が子どもにとって最も否定的な感情体験の一つであり、非監護親との交流を継続することは子が精神的な健康を保ち、心理的・社会的な適応を改善するために重要である」（細矢他，2012）との基本的認識が示され、子の福祉の視点から面会交流を有益なものにとらえる意識が社会の中で定着してきている。子どもが、自分のアイデンティティを形成するにあたり、同居，別居にかかわらず親がどういう人物であるかが子ども自身の認識に与える影響は大きい。子どもが一方の親によってもう一方の親との関係を遮断され、交流の機会が十分に与えられなければ、それは子どもにとって負の財産となり、子どもが健全な愛着関係を築くうえで、取り返しのつかない誤りを犯していることになる。

さらに、家庭裁判所調査官の小澤真祠（小澤，2002）によると、一方の親が面会交流の重要性を理解せず、利己的な判断により、面会交流を妨害，実施しない場

合、子の精神状態は、以下のような重大な影響を被る。

①拒絶のプロセスに巻き込まれた子どもは、別居親との関係が失われる結果、同居親の価値観のみを取り入れ、偏った見方をするようになる、②同居親が子どものロールモデルとなる結果、子どもは自分の欲求を満たすために他人を操作することを学習してしまい、他人と親密な関係を築くことに困難が生じる、③子どもは、完全な善人（同居親）の子である自分と完全な悪人（別居親）の子である自分という二つのアイデンティティを持つことになるが、このような極端なアイデンティティを統合することは容易なことではなく、結局、自己イメージの混乱や低下につながってしまうことが多い。④成長するにつれて物事がわかってくると、自分と別居親との関係を妨害してきた同居親に対し怒りの気持ちを抱いたり、別居親を拒絶していたことに対して罪悪感や自責の念が生じたりすることがあり、その結果、抑うつ、退行、アイデンティティの混乱、理想化された親を作り出すといった悪影響が生ずる。」

② x i 頁

「片親訴外のリスク

両親の別居をきっかけに、

子どもが良好な関係を構築していた別居親に対し強い拒否反応を示し、別居親への見方が極端な見方に激変する子どもの状態を片親訴外 (Parental Alienation) という。高葛藤の夫婦や面会交流紛争や親権・監護権紛争で起こる病的現象であり、子どもが別居親に対して激しい一連の誹謗中傷を繰り返すことによって明らかになる。

片親疎外の状態に陥ると、子どもは、同居親は「すべて良くて大好き」、別居親は「すべて悪くて大嫌い」という考え方になり、同居親の別居親への敵意や嫌悪を無批判に支持して取り入れ、それは自分の意見、考えであり、本心だと主張する。子どもは、別居親への苛烈な発言や態度に罪悪感を持たず、別居親の親（子どもの祖父母）や親戚も批判するようになる。

片親疎外は、同居親が自分の考えを子どもに吹き込むこと、子どもが同居親の意向をくみ取り、自分の考えだと表明すること、つまり同居親と子ども双方の行動によって生じる。子どもが同居親の意向を自分の意向だと主張するのは、両親の離婚紛争に巻き込まれ、一方の親と引き離され、頼りになるのは同居親だけで



					<p>ある状況で、同居親の愛情を失いたくないという気持ちで働き、忠誠葛藤を抱えきれなくなるためである。</p> <p>ウォーシャックは、一般的に拒絶された親と十分な面会交流を続けていれば、年齢の低い子どもの方が年齢が高い子どもよりも片親疎外の症状を緩和させることが容易であること、片親疎外に陥りやすいのは9～12歳であることを指摘している。例えば、同居親が「あなたは別居親から虐待を受けていた」と繰り返し聞かせれば、偽りの虐待の記憶を植え付けることは簡単であり、ひとたび偽りの記憶を植え付けられてしまうと、子どもは虐待加害者の嫌疑をかけられた別居親からの働きかけを一切拒否してしまう。その他多くの研究者が、親の離婚や死別よりも、片親疎外に陥った子の方が健全な成長・発達により強い悪影響を受けることを報告している。また日本では離婚後の単独親権制度をとっているが、クルックは、片親疎外は親権が一人の親にしか与えられない法制度のもとで生じやすいことを指摘しており、日本では片親疎外の高リスクが高いことが予測される。」</p>
甲 A 37号証	沖縄タイムス 掲載の記事	写し (イン)	2.8.20	沖縄タイムス	沖縄タイムス令和 2年 (2020年) 8月20日掲載

	「[家族のカタチ離婚の時代に]面会交流「同居親の協力が必要」当事者ら議論」	ター ネッ トか 印し たも の)			の記事「[家族のカタチ離婚の時代に]面会交流「同居親の協力が必要」当事者ら議論」においては、離婚などで離れて暮らす親と子が会う「面会交流」について学びを深めようと、オンライン講座「こどものための面会交流支援」が令和2年8月15日に行われたことが記載されていること。そしてその記事には、その講座における講師の1人である名城教授の話の内容として、名城教授が「自殺願望や性依存が強かった男子大学生の事例を挙げ、小学生の頃に親が離婚し、大好きな父親と説明もなく離ればなれになった見捨てられ不安が背景にあったとおもんばかった。「親は子どもの年齢に応じて離婚理由や今後の生活について説明しなければいけない。適切な説明がないと子どもの心に大きなしこりが残り、人格形成にも悪影響を与えかねない」と訴えた。」と記載されていること。
甲 A 38 号証	法務省 HP における「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書の公表について」の頁(甲 38 の 1)、一般財団法人比較法研究センター作成「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」の表紙と奥付(甲 38 の 2)、山口亮子「アメリカにおける離婚後の親権制	写し	26.12	一般財団法人比較法研究センター、山口亮子、	山口亮子「アメリカにおける離婚後の親権制度」106 頁に以下の記載がされていること。 「また、1970 年代より発達した子どもの心理学や行動科学の研究・調査により、子ども期における親との愛着は子どもの成長のために必要であり、離婚後も子どもが両親から愛され、大事にされていることを確信するために、両親が共に一層子どもとかかわり養育していくことが重要であるということが明らかになった。離婚により半数の子どもは親から捨てられたと感じており、3 分の 2 の子どもは父親を思慕し、2 分の 1 の子どもは特にそれが激しい

	度」(甲 38 の 3)83-128 頁				<p>という。これらの研究は、離婚後初期の面会交流は、その怖れを和らげるために特に重要であるとしている。一方、40 %の子どもは親と会うことを楽しみにしているが、不満を持っている子どもも実際には多い。その原因は、面会交流が予定どおりに行われなかったり、期間が空きすぎるために期待を外されることによる。これらの調査・研究により、離婚後の親子の交流は子どもの最善の利益にかなうというコンセンサスが形成された。そこでアメリカ各州法では一般に、離婚後、子どもと両親との頻繁かつ継続した交流を確保することを州の公的政策としており、離婚後の親子の交流を積極的に認めている。そして、全ての州において別居時及び離婚時に非監護親には相当な面会交流が付与される旨規定されており、離婚後の親子の交流は当然のこととされている。」</p>
甲 A 39 号証	山口亮子「アメリカ」(所収：床谷文雄他編『親権法の比較研究』内表紙, 31-54 頁, 奥付)	写し	26.8.15	山口亮子 床谷文雄他, 日本評論社	<p>山口亮子「アメリカ」36 頁に、以下の記載がされていること。</p> <p>「2 Custody — 監護権 婚姻中父母は子に対し養育する権利と義務を持つ。 ・ ・</p> <p>子に対する監護権は父母の婚姻外の場合に争われる。なお、婚姻外とは必ずしも離婚とは限らない。すでに子については、未婚で生まれた子にも法的差別はないため、今日では親の権利および監護権は父母の婚姻とは連動していない。そこで、父母の監護権の行使が問題になる場合は、未婚、別居、離婚後を含めて婚姻外ということにする。</p> <p>監護権訴訟では従来、裁判所は子の最善の利益を基準</p>

として単独監護権—日本法でいう単独親権を判断してきた。・・

当初、単独監護者の決定に用いられるこの基準は、幼い子に対しては母親が監護者となることを子の利益とする母親優先の原則 (tender years doctrine) が広く裁判所で採られていた。しかし、性別により監護権を判断することが連邦憲法の平等条項違反とする州裁判所の判断が下されるようになり、さまざまな要件を子の利益に従って比較検討するものへと移り変わっていった。そこで今日では、他方親と協力的なフレンドリー・ペアレント要件や、子の選考要件、ドメスティック・バイオレンス (以下、DV とする) 要件などが検討されている。これらの各種要件はわが国でも採用されているものもある。

その後、単独監護の制度が勝者と敗者を生むことの問題が顕在化し、1970年代後半には各州で離婚後の共同監護 (joint custody) 立法が成立し始めた。この立法化の背景は、1つの方面からとらえることができる。

1つは親の権利の側面、もう1つは子の利益の側面である。憲法上、親は子を養育する権利を保障されているのであるから、それは離婚という夫婦間の関係の終了にかかわらず、監護を通して子を養育する権利を保障されていると考えられた。なお、法改正に当たっては、現行州法が連邦憲法に照らして違憲であるとする訴えから改正されることが多いが、共同監護法制においては連邦憲法判断を待つまでもなく、各州の改正が先行していった。

2つ目の子の利益からの

					主張は、以前より単独監護者下においても親の負う門権（Visitation）が認められていたことに加え、親子の交流が子の成長にとって有効であることが心理学、精神医学の研究において明らかにされたことも影響している。離婚後も訪問を通して親と交流してきた子ども達は数年後、交流のなかった子ども達と比べ、精神的にも安定し健全に成長してきており、国民の間でも、子は父母双方から愛情を受け養育されることが子の利益に適うと認識されていた。」
甲 A 40 号証 の 1	公益社団法人 商事法務研究 会 HP に掲載 されている家 族法研究会資 料・参考資料 の頁	写し (イン ター ネッ トか 印 刷し たもの)	2.10.13. (印刷年 月日)	公益社団法人 商事法務 研究会	家族法研究会第 4 回において、「ヒアリング資料 2」として、小田切紀子が作成した発表スライド『海外の共同養育に関する研究報告と日本の共同養育・面会交流の課題と提案』が掲載されていること。
甲 A 40 号証 の 2	小田切紀子 「海外の共同 養育に関する 研究報告と日 本の共同養育 ・面会交流の 課題と提案」	写し (イン ター ネッ トか 印 刷し たもの)	2	小田切紀子	家族法研究会第 4 回において、「ヒアリング資料 2」として、小田切紀子が作成した発表スライド『海外の共同養育に関する研究報告と日本の共同養育・面会交流の課題と提案』が掲載されていること。 小田切紀子が作成した発表スライド『海外の共同養育に関する研究報告と日本の共同養育・面会交流の課題と提案』の内容。
甲 A 41 号証	二宮周平『多 様化する家族 と法Ⅱ』表紙、 41-52 頁、奥 付	写し	2.7.15	株式会社朝 陽会、 二宮周平	二宮周平『多様化する家族と法Ⅱ』47-49 頁において、以下の指摘がされていること。 「3 単独親権の問題点と共同親権の可能性 したがって、父母双方が子の親権者でありたいと思い、調停や審判になった場合には、お互いの監護能力

					<p>の優劣を争う。そのために過去の言動を事細かに指摘して相手方の人格を誹謗中傷する。監護実績を作るために子との同居を確保し、同居親に会わせない、実力行使で子を連れ去るといった事態が生じることがある。親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかという不安が、親権争いをより熾烈にする。子は父母の深刻な葛藤に直面し、辛い思いをする。」</p>
甲 A 42 号証	第 200 回国会 参議院法務委 員会会議録第 7 号	写 し (イン ター ネ ッ ト の 国 会 の HP か ら 印 刷 し た もの)	1.11.26	第 200 回国 会参議院法 務委員会会	<p>第200回国会 参議院 法務委員会 第7号 令和元年11月26日において、嘉田由紀子議員から、以下の指摘がされていること。</p> <p>「そして、私、やはり気になるのは、これまでも何度か申し上げているんですが、子の引渡しに関するところで、先ほど、僅か一％しか、つまり九割近くのケースで引渡しを実現できていない。これは、これまでも裁判所では継続性の原則というのではないと言っているんですけど、やはり一旦連れ去ったり、あるいは一旦実効支配を続けた親に親権を与えるという裁判実務を生み出し、そしてそれが、家族やあるいは家庭の領域を完全に、子供たちの意見も届かないような法の不存在の状態にしているのではないのかと現場からの大きな声があることも指摘をさせていただきたいと思えます。そして、この継続性の原則こそが、逆にこれを主張するために、虚偽の配偶者暴力あるいは児童虐待を捏造してもう一方の親を有利にするということも現場であると聞いております。」</p>

甲 A 43 号証	二宮周平『多様化する家族と法Ⅱ』表紙, 53-66 頁, 奥付	写し	2.7.15	株式会社朝陽会, 二宮周平	二宮周平『多様化する家族と法Ⅱ』64 頁(注 14)において, 以下の指摘がされていること。 「5 親権の規制 (注 14) 2018 年度で, 親権喪失認容 28 (認容率 21.4 %), 親権停止認容 79 件(同 33.5 %), 管理権喪失認容 2 件 (同 22.2 %)。申し立てても認容されないことが多い。(注 15) 2018 年度, 子が申し立てた件数は, 親権喪失 4 件 (うち認容 1 件), 親権停止 27 件 (うち認容 10 件) である。審理の途中で取り下げるケースが多い。」
甲 A 44 号証	金子修編集代表『一問一答 国際的な子の連れ去りへの制度的対応 ハーグ条約及び関連法規の解説』(商事法務)表紙, 27-28 頁, 奥付	写し	27.9.20.	金子修, 商事法務	金子修編集代表『一問一答 国際的な子の連れ去りへの制度的対応 ハーグ条約及び関連法規の解説』(商事法務) 27 頁には, 以下の記載がされていること。 「Q 14 条約及び実法上の「監護の権利」とは, どのようなものですか。これは, 日本の民法上の「親権」と同じ意味ですか。 A 条約及び実法上の「監護の権利」の意義, 「監護の権利」と日本の民法上の「親権」との関係は, 次のとおりです。・ ・ 1 「監護の権利」の意義 子の連れ去り又は留置が不法とされるためには「監護の権利」が侵害されていることが要件となります(条約第 3 条)。・ ・ なお, 子の返還申立事件においては, 常居所地国において子の監護の権利を有していたことが子の返還事由の前提とされていますが(第 27 条第 3 号), この要件を満たすか否かについては, 常居所地国の法令(国際私法を含みます)を基準に判断されることとなります。 2 日本の民法上の「親権」との関係

					日本の民法においては、親権は一般に子の身上監護権と子の財産の管理権からなるものと理解されています。そして、前者については、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定した上で（民法第 820 条）、その具体的内容として、居所の指定等に関する規定を置いています（民法第 821 条から第 824 条まで）。したがって、一般的には、条約における「監護の権利」は、日本の民法上の身上監護権に近いものと考えられ、親権者は、原則として、条約上の監護の権利を有する者に該当すると考えられます（日本の民法上の「親権」は、上記のとおり、子の財産の管理権を含む概念なので、条約における「監護の権利」よりも広い概念ということになります。）
甲 A 45 号証	最高裁大法廷 昭和 48 年 12 月 12 日判決 の最高裁判所 判例解説	写し (イン ター ネッ ト判 例デ ータ ベース TKC から 印刷 した もの)	2.8.16 (印刷年 月日)	最高裁判所	最高裁大法廷昭和 48 年 12 月 12 日判決の最高裁判例解説では、最高裁大法廷昭和 48 年 12 月 12 日判決が、「私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等を著しく侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、これに対する立法措置によってその是正を図ることが可能であるし」と判示した趣旨について、「そして、右の(3)の点は、私的支配関係において生ずる新しい事態の法的処理は、第一次的には立法者の課題であるとする趣旨と思われる。」との解説が行われていること。
甲 A 46 号証	有斐閣判例六 法 2020 年(令 和 2 年)版 18 頁掲載の最高	写し	1.10.16	有斐閣	最高裁大法廷昭和 48 年 12 月 12 日判決の内容を要約した有斐閣『判例六法 2020 (令和 2 年)版』18 頁におい



	裁大法廷昭和48年12月12日判決の要約部分(表紙, 18頁, 奥付)				ても, その判示箇所は, 「その侵害の態様, 程度が社会的に許容し得る限界を超えるときは, 立法措置によって是正を図り」と明記されていること。
甲 A 47号証	卷美矢紀「憲法と家族—家族法に関する二つの最高裁大法廷判決を通じて」長谷部恭男編『論究憲法』表紙, 331-350頁, 奥付	写し	29.5.3	卷美矢紀, 有斐閣	卷美矢紀「憲法と家族—家族法に関する二つの最高裁大法廷判決を通じて」長谷部恭男編『論究憲法』335頁4項に, 最高裁判所大法廷平成27年(2015年)12月16日判決(女性の再婚禁止期間違憲訴訟)について, 「こうして紛争の未然防止はあくまで父性推定の重複回避との関係で意味をもつにすぎなくなり, 独自の意義を失い, またそれにより, 立法の第一次的な受益者も子どもに限定されることになったのである。」などと明記されていること。
甲 A 48号証	内田貴『民法IV[補訂版]親族・相続』	写し	16.3.19	東京大学出版会, 内田貴	内田貴『民法IV[補訂版]親族・相続』210頁には, 「むしろ子に対する親の権利というより, 親の社会的責務と言った方が通りがよい。」 「親権は権利だけでなく義務を伴う, などと言われるが, そもそも財産法的な権利・義務で捉えきれないということ認識しておく必要がある。」と記載されていること。
甲 A 49号証	『新基本法コンメンタール親族(第2版)』内表紙, 229-235頁, 242-245頁, 奥付	写し	31.10.15	日本評論社	『新基本法コンメンタール親族(第2版)』の233頁においては, 「父母の意見の不一致」の場合について, 「父母の婚姻中, 両者の意見が一致しないときにはどのような手続をとり得るか。現行法には何ら定めがない。この点は立法者も問題を認識しながらも, 理屈で決められるものではなく, また実際には父母の意見は一致するだろうから日本の社会では不都合が生じないと考えていたようである(我妻

					<p>栄編・戦後における民法改正の経過[1956, 日本評論社]167頁[我妻栄発言]。・</p> <p>・しかし、実際には、意見不一致のため親権が行使されないと、子の利益に反することも少なくない。法の不備との指摘もある[松坂・前掲 38頁]。」と明記されていること。</p>
甲 A 50号証	朝日新聞デジタル令和2年10月7日付記事「離婚後の養育，子どもの目線で，面会交流を求めて，母親ら訴え」	写し	2.10.7	朝日新聞社	<p>「子連れ去り（引き離し）の問題」について、2020年10月7日付朝日新聞掲載の記事「離婚後の養育，子どもの目線で，面会交流を求めて，母親ら訴え」において、以下のように指摘されていること。</p> <p>「結婚が破綻（はたん）した夫婦の子どもの養育について、法務省の参加する研究会が議論をしています。父母の一方が子どもを連れて別居すると、もう片親の親と子どもが会えなくなったり、養育費が支払われなかったりすることが問題になっているためです。子どもにとって望ましい離婚後の養育制度について探りました。（杉原里美）</p> <p>親権争いで連れ去りも「精神的な虐待では」 「ママにも合わせて」 「我が子に会いたい」</p> <p>9月半ば、子どもと別れて暮らしている親らでつくる「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」（親子ネット、会員512名）が、都内で記者会見を開いた。夫婦の離婚や別居で子どもと引き離された母親ら23名が参加。子どもとの面会を訴えるプラカードを掲げ、苦しい胸の内を語った。</p> <p>3年間、3人の子と会えていない30代の母親は、子連れで夫と別居しようとした日に、夫と義母が子どもを実家に囲い込み、引き</p>

離された。

家庭裁判所に申し立てたが、家裁は「現在子どもは問題なく生活している」と現状を認め、別居中に子どもを監護するのは夫と指定した。女性は面会交流が認められず、手紙や写真だけに。夫から送られてきた写真には、子どもが母親からの手紙を破っていたり、「しね」「ババア」などと書かれた紙を持っていたりする姿が写っていた。学校に相談しようとしたが、子どもと同居していないため、離婚の成立前なのに保護者として認めてもらえず、話も聞いてもらえなかった。「子どもへの精神的な虐待ではないか」と児童相談所に調査を依頼したが、「身体的な虐待ではない」と対応してもらえなかったという。

別の30代の母親は、離婚協議中だった7年前、夫と義父母、義兄夫婦によって、当時5歳と2歳だった子どもを義兄の運転する車に押し込められて連れ去られた。夫から「有利な離婚の仕方を知っているから」と言われたことを思い出し、「このことだったのか」と気づいたという。

彼女の場合は連れ去りが悪質だとして、家裁の審判で1年後に子どもが引き離されたが、これは異例なことだ。

日本では1960年代半ば以降、親権を母親が持つ離婚が増え、9割にのぼる。そのため、親子ネットは従来、子どもと会えない父親会員が主流だった。だが近年、母親会員が急増し、約3割いる。アンケートに協力した母親50人のうち、離婚や別居前に主な養育者だった人は90%、夫から暴力を受けていた人は76%

					<p>にのぼる。家裁の手続きなどで子どもの引き渡しを求めたのは 42 人。そのうち引き離された人は 3 人に過ぎない。</p> <p>武田典久代表 (52) は、「子どもを手元に確保すれば、監護の継続性で親権や監護権の獲得に有利になるという情報が知られるようになり、父親による連れ去りも増えたのではないか。」と話す。」</p>
甲 A 51 号証	週間東洋経済 オンラインの 記事「親による「誘拐」が容認されている日本の異常な離婚後の共同親権が認められないか」	写し (インター ネットから 印刷したもの)	1.7.22	レジス・アルノー(『フランス・ジャポン・エコー』編集長、仏フィガロ東京特派員)、東洋経済	<p>フランス人記者が書いた記事「親による「誘拐」が容認されている日本の異常な離婚後の共同親権が認められないのか」(甲 27)においてその記者は、「日本では親による「子の連れ去り」が社会問題となっている。実際、配偶者と別れることを考えている相談者から、子どもの親権を確実に取るためにはどうしたらよいかと聞かれたら、「日本では子どもを連れて家を出るのがいちばんだとアドバイスせざるをえない」とある弁護士は明かす。・片方の親が子どもを連れ去った場合、裁判所や警察は介入しない。しかし、連れ去られた側が子どもを取り戻した場合、介入が起こる。このシステムでは、子どもを連れ去った親が有利となる。連れ去った期間が長ければ長いほど、連れ去られた側の立場は弱くなる。・父親は養育費を支払っているが、父親が子どもに会えるのは月に 1 回、2 時間。父親は裁判所で親権を求めたが、裁判官は、母親の行った連れ去りは違法ではなく、母親に引き続き監護養育を継続させることが子の福祉に合致するとして、彼の求めを拒否した。妻が再婚した場合、彼女の新しい</p>

					<p>夫は、子の父親の同意なしに子の親権者となることができる。・・こうした連れ去りでは、多くの場合、別居を通じ、子どもを連れ去られた親は子へのアクセスを失う。連れ去った親は事実上、残された親への訪問をどの程度許可するか、あるいは、訪問を認めないかなども決めることができる。連れ去った親が面会を拒否した場合、残された親が面会権を得られたとしても、1カ月2、3時間、場合によっては連れ去った親の監視下など、とんでもなく厳しい条件下での面会となる。親権や面会をめぐる係争中の場合は、面会はさらに制限的にしか認められないことが多い。一方、日本で事実上容認されている連れ去りは、海外でも大きな問題となっている。・・こうした連れ去りが頻繁に起きる背景には、日本では離婚後の共同親権は認められていないことがあるだろう。」と問題点を指摘していること。</p>
甲 A 52 号証	新版注釈民法 (25) [改訂版] 表紙, 20-361 頁, 奥付	写し	16.12.20	有斐閣	<p>『新版注釈民法(25)』32-33頁には、以下の記載がされていること。 「(イ)父母の意見の不一致 父母の意見が一致しないときは、共同行使ができないため、親権の行使は不可能となる。このような場合の解決について民法は規定は置いていないが、それは子の利益から考えて、意見不一致の場合には親権を行使させないほうがよいかもしいれない、と考えたためであるといわれている(我妻・解説 114)。しかし、現実には、親権が行使されなければ、子の不利益となる場合が少なくないであろう。」</p>
甲 A	S シリーズ国	写し	19.3.30	有斐閣	国内法のレベルで国際法に

53 号証	<p>際法(第 5 版) 第 1 章 4 項 「国際法と国内法の関係」 (表紙, 17-22 頁, 奥付)</p>			<p>どのような効力を与えるかは, 各国の国内法特に憲法が定めること。日本国憲法 98 条は, 憲法の最高法規性を規定するとともに, 「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は, これを誠実に遵守することを必要とする。」(同条 2 項)と定め, この規定は一般に, 慣習法を含めて S シリーズ 国際法 21 頁記載の表 1-1 の ② のタイプに属すると解されていること。この規定は, 行政・司法当局は条約を遵守しまたその遵守を確保しなければならず, 条約は国内法より高い地位を有するものであって, 裁判所が国内法と条約が矛盾すると判断した場合には後者が優先し, 当該国内法は無効とされるか改正されねばならないことを意味する, と説明されていること。</p>
甲 A 54 号証	<p>横田洋三「子どもの権利条約の国内実施—国際法の観点から—」『自由と正義』1991 年 2 月号 5-10 頁</p>	写し	3.2.	<p>日本弁護士連合会      児童の権利に関する条約は, 「個人の権利・義務を直接・具体的に定めている」いわゆる「自動執行的条約」であるから, 国際法, とくに条約を一般に「受容」している日本の憲法体制の下では, 国内法に「変形」することなく, 批准・公布によってそのまま国内に適用されること。      そして, 児童の権利に関する条約 4 条は, 「締約国は, この条約において認められる権利の実施のためのあらゆる適当な立法上, 行政上およびその他の措置をとる」と規定していることから, 日本の現行法令の中</p>

					<p>で文言上明らかに児童の権利に関する条約の規定と抵触すると解される条文があればそれを改正して条約の規定に合致させることが義務付けられること。また児童の権利に関する条約4条の趣旨としては、条約の目的をより良く実現するための新たな法律の制定を講じることも、批准国に期待していること。</p> <p>児童の権利に関する条約9条について、「第三に、我が国の出入国管理及び難民認定法は、子どもの権利条約第9条の親からの分離禁止規定や第10条の家族の再会に関する規定を十分に反映する規定を持たないため、運用の仕方によってはこれらの条約規定違反を生ずる場合も出てきうる。」と指摘されていること。</p>
甲 A 55 号証	渋谷秀樹「地方公共団体の条例と国際条約」『立教法学』第73号(2007年)	写し	19.	立教大学, 渋谷秀樹	日本が平成6年(1994年)に批准して締約国となった児童の権利に関する条約は、ミニマム(最低限, 最低基準)の子どもの人権基準を保障した条約であること。
甲 A 56 号証	二宮周平編集代表『現代家族法講座 第2巻 婚姻と離婚』表紙, 山口亮子「13子の引渡し(監護紛争)の解決方法」(341-373頁), 奥付	写し	2.5.28	日本評論社	<p>アメリカ法の家族法研究で知られる山口亮子氏は、「13子の引渡し(監護紛争)の解決方法」において、以下のとおり述べていること。</p> <p>「このように、別居時に母が子を連れて出ることが、夫の暴力等から逃れる手段である場合等は、裁判所は奪取とみなさない傾向にある。しかし、子にとっては父と突然に引き離され、住み慣れた地域や友人, 親戚等との関係性を切り取られることは、奪取であることに変わりない。夫婦間の暴力から、被害者と子が法的に保護される仕組みが確立していないわが国において、制度の不備に対する負担を暴力の被害者に課すことが</p>

					できないが、その不備のために、無断別居を正当化することも許されない。これについては根本的対策が必要となつてこよう。」
甲 A 57号 証	自由民主党政 務調査会司法 制度調査会 2020 提言	写し (イン ター ネッ トか ら印 刷し たも の)	2.6.25.	自由民主党 調査会司法 制度調査会	自由民主党調査会司法制度 調査会が令和2年6月25日に 発表した2020提言19頁にお いて、以下の提言がされて いること。それは、「日本 では、離婚を巡って夫婦間 で子の連れ去りが起きたり、 子と別居親との関係が遮断 される」ことが許されない ことを意味していること。 「4 離婚をめぐる子の養 育に関する問題 そのほか、当調査会犯罪 被害者等支援PTにおいて は、離婚をめぐる子の養育 に関する問題についてもヒ アリングを行った。父母が 様々な理由で離婚する場合 であっても、子が両親の十 分な情愛の下で養育される ことが、子の成長ひいては 日本の未来にとって重要で あることはいうまでもない。 しかしながら、日本では、 離婚を巡って夫婦間で子の 連れ去りが起きたり、子と 別居親との関係が遮断され るケースも少なくない。ま た、養育費の不払いが子の 貧困を招いている。日本の 宝である子の権利や将来を 守るため、離婚後の親権制 度の在り方、養育費の確保、 面会交流の改善など、それ ぞれの課題について、諸外



					国の取組に学びつつ党内の関係組織とも連携して、引き続き検討を進めていく。」
甲 A 58 号 証	2020 年 6 月 16 日に EU 請 願委員会にお いて採択され た決議の決議 案	写 し (イン ター ネッ トか 印し もの)	2.5.28	EU 請願委 員会	2020 年 6 月 16 日に EU 請 願委員会において採択され た決議の決議案の内容
甲 A 59 号 証	2020 年 7 月 8 日に EU 議会 において採択 された決議の 決議案	写 し (イン ター ネッ トか 印し もの)	2.7.1	EU 議会	2020 年 7 月 8 日に EU 議会 において採択された決議の 決議案の内容